

防犯灯に対する補助事業について

(令和5年度 補助申請等 説明資料)

本市の防犯灯につきましては、地域住民の皆さんが地域の実状に応じて、公衆道路上の必要な場所に設置することを基本に、各自治会、PTA等の団体が設置し、維持管理を行っていただいております。

また、本市では、防犯灯を設置し維持管理を行うこれらの団体に対しまして補助金を交付し、防犯活動を支援しております。

補助金には「防犯灯設置等補助金」と「防犯灯管理補助金」の2種類があり、その概要は次のとおりです。

1. 防犯灯設置等補助金 . . . 2ページをご覧ください

- 計画書提出 . . . ~令和5年7月31日(月)まで
- 補助申請期間 . . . 令和5年9月~10月中旬

2. 防犯灯管理補助金 . . . 9ページをご覧ください

- 案内通知発送 . . . 令和5年12月下旬
- 補助申請期間 . . . 令和6年1月上旬~2月中旬

3. 留意事項 . . . 12ページをご覧ください

- (1) 補助金振込口座について
- (2) 防犯灯の設置等について
- (3) 防犯灯の適正管理のお願い

1. 防犯灯設置等補助金（新設・交換などに対する補助金）

(1) 補助基準〔1灯あたり〕

補助区分

| | | | |
|-------------------------|------------------------------|-----------|-------|
| A | 照明器具と支柱の「新設」 | 40,000円以内 | ← |
| B | 照明器具と支柱の「交換」 | 35,000円以内 | |
| C | 既存の電柱に照明器具を「新設」 | 20,000円以内 | |
| D | 器具の「交換」（自動点滅器を含む防犯灯全部の交換に限る） | 15,000円以内 | |
| E | 自動点滅器の「交換」 | 4,000円以内 | |
| F | 照明器具あるいは照明器具と支柱の「撤去」 | 10,000円以内 | |
| 『高照度防犯灯』の「加算」（中学校通学路対象） | | 10,000円以内 | 加算の対象 |

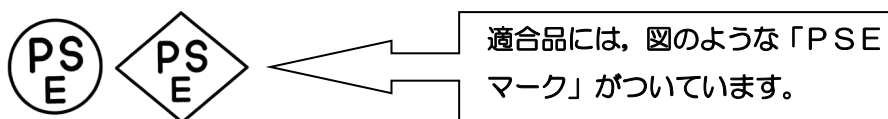
- 補助基準額を下回った場合は、実費相当額※を補助（100円未満切り捨て）

※ 実費相当額とは、器具代金・工事代金・東京電力申請等手続代金（変更契約等）・消費税を含む。

- 設置箇所は公衆道路上を照らす場所に限りませぬ。
- 同一場所での「撤去」と「新設」の併用はできません。

防犯灯設置等補助金の対象器具について

- 『LED防犯灯』に限ります。
- 東京電力エナジーパートナーとの電気料金契約区分が20W以下を対象とします。
- 電気用品安全法（PSE法）の安全基準に適合した（器具本体とランプ一体化のもの）、LED防犯灯の導入（新設・交換）を、補助の対象とします。



『高照度防犯灯』の「加算」について

LED防犯灯の『高照度防犯灯』の「加算」について

「高照度防犯灯の加算」（1万円以内）を行います。

既存の設置等補助金（A～D） + 高照度防犯灯加算
（1万円以内）

<加算の対象>

- ・ 蛍光灯FHP32形または水銀灯HF80形相当の明るさの『防犯灯』の「新設」
- ・ 蛍光灯FHP32形または水銀灯HF80形相当の明るさの『防犯灯』への「交換」

<加算の条件>

以下の3つの条件が満たされているものを対象とします。

- ・ 中学校通学路であること
- ・ 公益社団法人日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準」（SES E1901-4）に規定された「ランクM」（HF80・FHP32 相当）が確保できること
- ・ 電気料金区分が20W以下であること

※東京電力の消費電力が10W以下の契約になる商品が、各メーカーにて生産されています。見積時の参考にしてください。

(2) 補助金の受領方法について

「工事請負業者による代理受領」と「自治会等による受領」の2種類があります。

「工事請負業者による代理受領」(補助金を工事請負業者に支払う場合)

補助金交付申請及び交付請求については、自治会等が行いますが、補助金の全部又は一部について、工事請負業者に、市から直接支払うことができます。

⇒ ① 工事代金50万円（防犯灯既存電柱に20灯新設した場合）

$$50\text{万円} - 2\text{万円} \times 20\text{灯} = 10\text{万円}$$



※ 自治会等による一時全額支払いの負担が軽減します。

※ 代理受領を行おうとする場合は、支払い問題が生じないように、工事請負業者と協議し、「同意書兼委任状」様式3-2を作成してください。

<代理受領の対象>

- ・ 完了していない工事に限ります。
- ・ 宇都宮市内の工事請負業者のみとします。

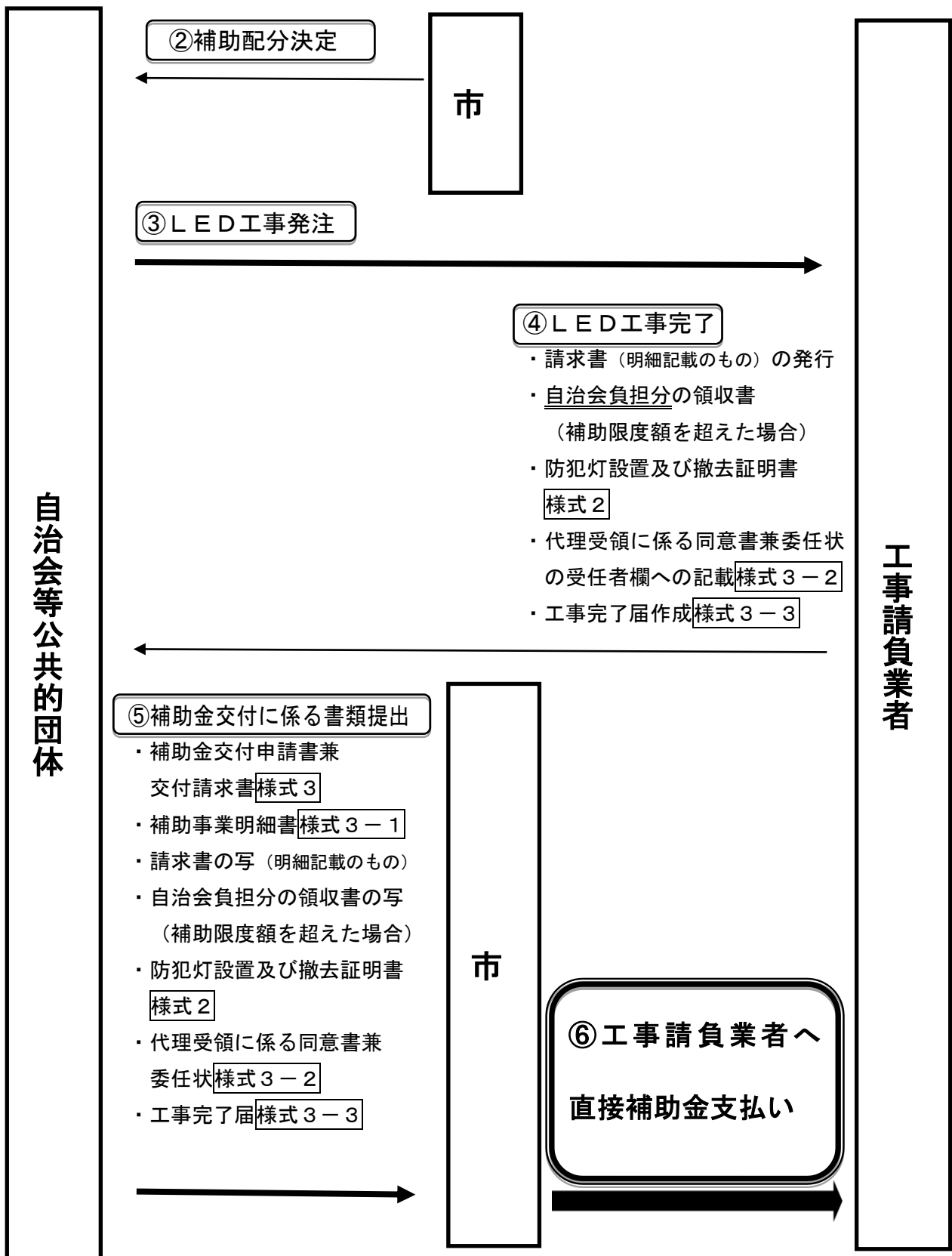
◆ご注意ください!◆

1つの自治会等において、工事請負業者による代理受領と自治会等による受領が混在する場合

⇒ 工事請負業者からの請求書（明細記載のもの）・領収書については、受領方法ごとに分けて作成していただきますよう、工事請負業者へお願いしてください。

（別紙 「防犯灯」工事請負業者の皆様へ（お願い）資料2をお渡してください。）

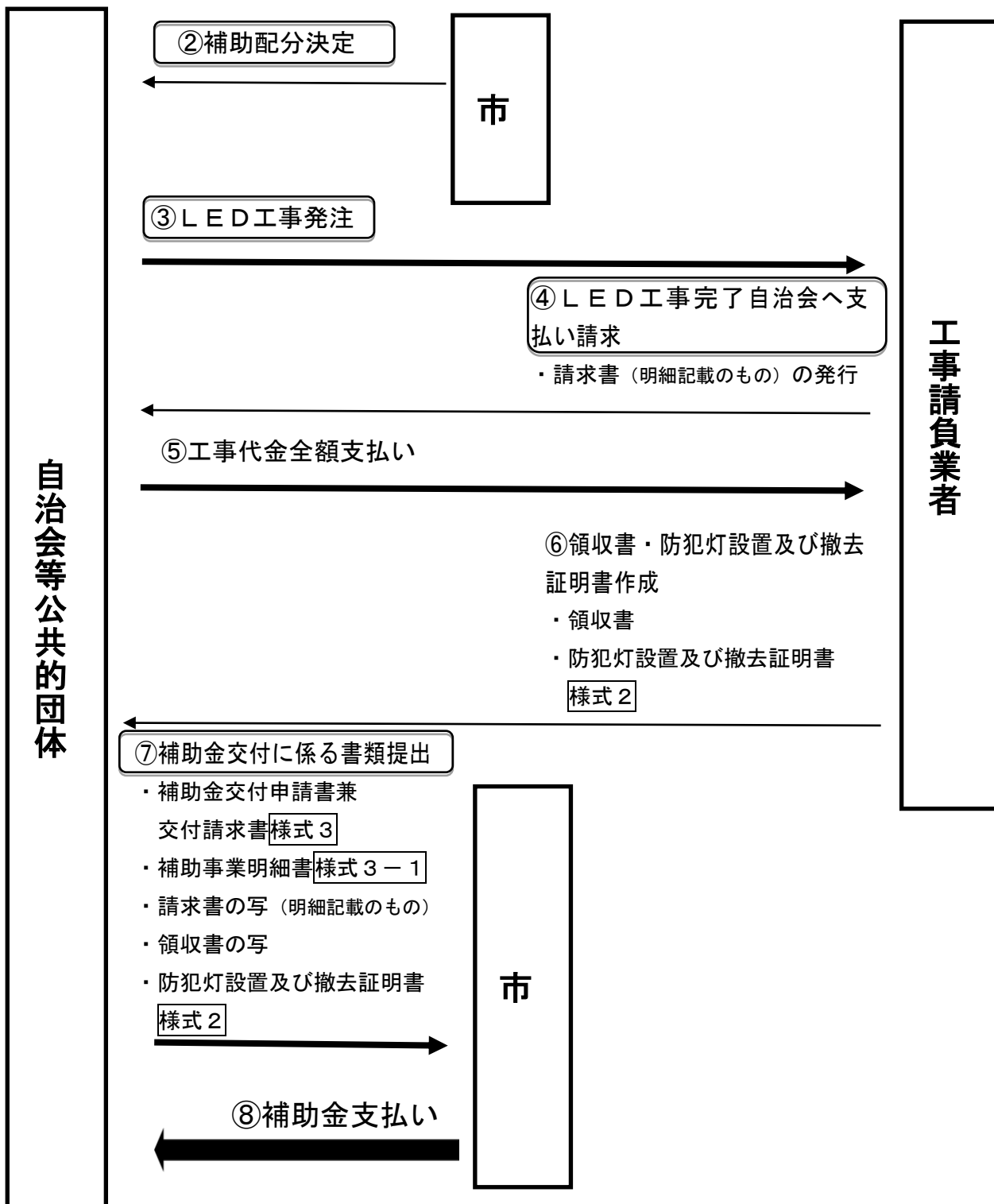
(①計画書提出後の流れ)



自治会等による受領(工事請負業者への支払いが済んでいる場合)

自治会等において、補助金の配分決定以前に工事を完了した等の理由で工事代金の支払いが済んでいる場合は、自治会等による補助金受領となります。

(①計画書提出後の流れ)



(3) 手続きの流れについて

生活安心課より案内通知・・・6月中旬

- 送付書類：
- ・ 令和5年度防犯灯設置等補助金の計画書受付について
 - ・ 防犯灯に対する補助事業について **資料1**
 - ・ 「防犯灯」工事請負業者の皆様へ **資料2**
 - ・ 防犯灯設置等計画書 **様式1**

計画書提出・・・6月下旬～7月31日

- 提出書類：
- ・ 防犯灯設置等計画書 **様式1** (設置・交換等の場所がわかる地図を添付)

補助配分通知・・・8月中旬

- 送付書類：
- ・ 補助配分通知
 - ・ 交付申請関係様式

補助申請・・・9月～10月中旬

提出書類

【代理受領制度を利用する場合】

- ・ 補助金交付申請書兼交付請求書 **様式3**
- ・ 補助事業明細書 **様式3-1**
- ・ 請求書の写 (明細記載のもの)
- ・ 自治会負担分の領収書の写 (補助限度額を超えた場合)
- ・ 防犯灯設置及び撤去証明書 **様式2**
- ・ 代理受領に係る同意書兼委任状 **様式3-2**
- ・ 工事完了届 **様式3-3**

工事請負業者に作成・記入
してもらってください。

【工事費用の支払いが済んでいる場合】

- ・ 補助金交付申請書兼交付請求書 **様式3**
- ・ 補助事業明細書 **様式3-1**
- ・ 請求書の写 (明細記載のもの)
- ・ 領収書の写
- ・ 防犯灯設置及び撤去証明書 **様式2**

工事請負業者に作成して
もらってください。

※ 口座名義等に変更があった場合 ⇒ 振込口座通帳の写を提出

(通帳の表紙の裏面：口座名義がカタカナで記載してあるページ)

(4) 新設及び交換に関する留意事項

(ア) 防犯灯の新設・「LED防犯灯」交換工事について

防犯灯の新設及び「LED防犯灯」へ交換する場合は、東京電力へ**電気使用申込み**が必要になります。

特に、蛍光灯（40W）から「LED防犯灯」（10W, 20W）への交換は、契約変更の手続きをしないと料金が変わりませんので、ご注意ください。

必ず、工事請負業者に依頼してください。

(イ) 「支柱の設置」について

防犯灯に係る「支柱」については、所有者の承諾を得た民有地内での設置をお願いしております。やむを得ず道路上に設置を希望する場合には、道路管理者との調整が必要です。

⇒ 防犯灯工事業者等に依頼し、
道路管理課 管理グループ（632）2527と協議して下さい。

(ウ) 見積と入札について

- ・ 防犯灯の設置・交換等の工事発注に際しては、複数の電気店（工事請負業者）から「見積」を取り、費用を比較した上で決定することをお勧めいたします。
⇒ 複数の業者から見積もりを取ることで、より安価に工事を発注できる場合がありますので、地域の実情に応じてご検討下さい。
- ・ 市では、防犯灯工事業者について、特定の業者の斡旋や仲介をすることはいたしません。

(エ) その他

補助区分にかかわらず、防犯灯の工事に関してご不明な場合は、工事発注前に、生活安心課（632-2137）へお問い合わせください。

2. 防犯灯管理補助金（電気料金に対する補助金）

(1) 補助基準

団体が負担した電気料金（東京電力公衆街路灯A40W契約を上限）を交付します。（100円未満の端数切捨て）

<補助額の算出>

令和5年1月分から令和5年12月分までの防犯灯電気料金が対象

⇒ 各団体の電気料金集約分内訳表の保有灯数に基づき算出

◆電気料金集約分内訳表について◆

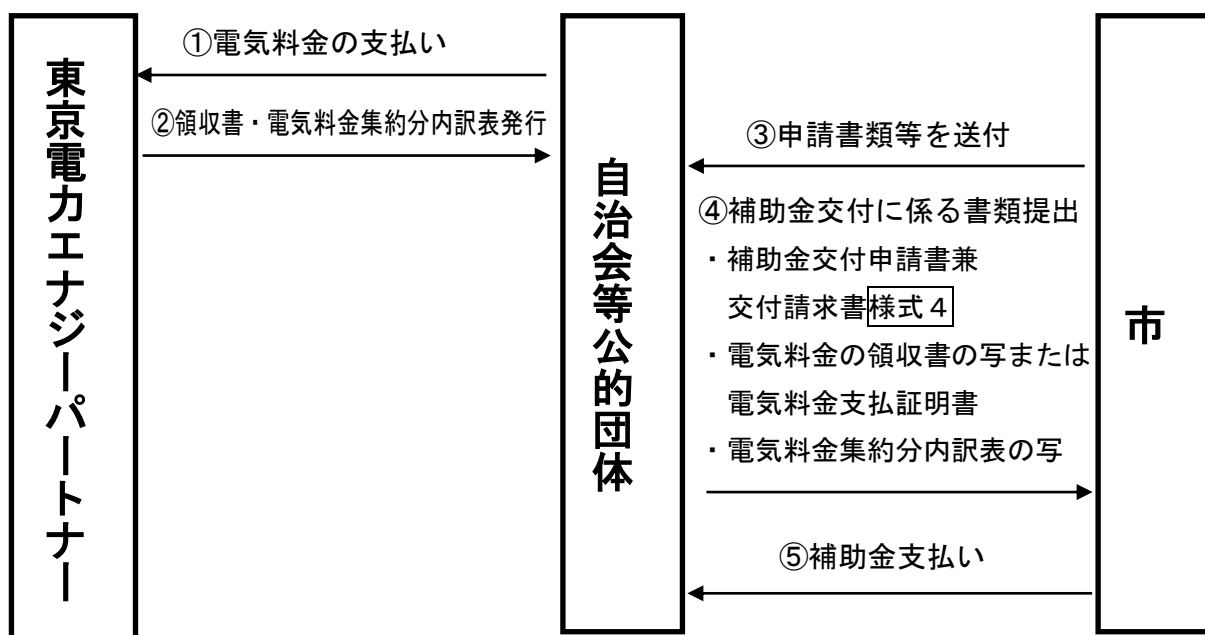
電気料金の算出において、令和5年12月分の電気料金集約分内訳表が必要となります。

一括前払い（年・半年払い）の場合、この内訳表が送付されませんので、発行依頼を東京電力の
カスタマーセンター0120-995-112へ発行依頼をしてください。

インターネットで事前のお手続きをしている場合は、発行依頼することなく、パソコンから取得できます。

→ビジネス TEPCO より団体を東京電力エネルギーパートナーに登録申し込みください。
月払いの場合（紛失等）も同様に、お願いします。

(2) 補助金交付までの流れ



(3) 手続きの流れ

生活安心課より案内通知… 12月下旬



補助実施内容案内及び申請関係書類を送付

補助申請… 1月～2月下旬まで

提出書類

- ・ 補助金交付申請書兼交付請求書 **様式4**
- ・ 令和5年12月分電気料金の領収書または電気料金支払証明書及び令和5年12月分集約分内訳表の写
一括前払いの場合で、12月分集約分内訳表が入手困難な場合は、生活安心課にご相談ください。

※ 口座名義等に変更があった場合 ⇒ 振込口座通帳のコピーを提出
(通帳の表紙の裏面：口座名義がカタカナで記載してあるページ)

(4) 電気料金の領収書について

令和5年12月分の領収書は管理補助金申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。(提出していただく領収書がない場合は、東京電力で支払証明書(有料)を取っていただくこととなります。)

※ 電気料金を一括前払いでお支払いしている場合は、月々の領収書が出ません。
1年分もしくは半年分の領収書が郵送されます。管理補助金申請の際に必要となりますので、必ず保管しておいてください。

(5) 電気料金集約分内訳表について

電気料金を集約している場合、東京電力から各自治会等へ毎月口座引き落とし前に、電気料金集約分内訳表が送付されます(納付書払いの自治会には、納付書送付時に同封されます)。管理補助金申請の際には令和5年12月分の電気料金集約分内訳表が必要となりますので、大切に保管してください。

※ 電気料金を一括前払い(年・半年払い)にしている各自治会へは送付されません。発行依頼を東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにお願いしてください。

年1回、発行が可能です。「令和5年12月分集約分内訳表」を依頼してください。

(6) 電気料金の支払について

○ 電気料金の支払集約（まとめ請求）について

防犯灯の電気料金については、団体ごとに集約することをお願いします。

その際、防犯灯（公衆街路灯A）のみ、まとめ請求にさせていただきようお願いします。

管理補助金の申請に必要な電気料金の領収書が1枚になるため、申請漏れを防ぐことができます。

手続きについて

東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにて、電話で手続きができます。

集約したい領収書のお客様番号を調べておいてください。

| | | | |
|-----------|-------------------|---|---|
| (例) お客様番号 | 10000-00000-00-00 | } | 50000-00000-00-00 <u>検針日の一番遅いものに集約</u> または <u>新しいお客様番号を設定</u> する。 |
| | 20000-00000-00-00 | | |
| | 30000-00000-00-00 | | |
| | 40000-00000-00-00 | | |
| | 50000-00000-00-00 | | |

⇒ 手続きをとった次の検針より集約されます。

電気料金については、詳しくは 東京電力へ ご相談ください。

東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

TEL 0120(995)112

3. 留意事項

(1) 補助金振込口座について

○ 振込口座名義について

補助金の振込口座については、申請団体名義（自治会名義）の銀行等口座が必要になります。口座名義が申請団体名と異なる場合は、名義変更の手続きを行ってください。

なお、個人名義の口座へはお支払できません。必ず、申請団体名義（自治会名義）の口座をご用意ください。

○ 通帳コピーの提出について

例年、申請いただいた振込口座名義が実際と異なり、振込ができない団体が多数あります。口座名義等に変更があった場合は、補助金交付申請の際に、通帳の写し（通帳の表紙の裏面：口座名義がカタカナで記載してあるページのコピー）を添付していただきますようお願いいたします。

窓口へ直接申請される場合は、通帳をご持参いただければコピーをお取りしますので、ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

(2) 防犯灯の設置等について

- ・設置場所は、市民が通行する道路を照明する場所とします。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱への共架とします。

ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールによる設置とします。

- ・設置間隔は、公益社団法人日本防犯設備協会が規定する技術標準「防犯灯の照度基準」（SES E1901）において、蛍光灯についてはおおむね「クラスB」（4 m先の歩行者の挙動・姿勢が分かる照明の効果）を確保する間隔、LED防犯灯についてはおおむね「ランクSS」とします。

ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

- ・設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とします。

(3) 防犯灯の適正管理のお願い

昼間点灯の防犯灯や夜間未点灯の防犯灯については、速やかな対応をお願いいたします。

設置等補助金交付決定後に自動点滅器や器具全体を交換したものについては、次年度の設置等補助金で申請してください。その際、**工事内容がわかる請求書と領収書**が必要になりますので、大切に保管してください。